

「個別注記表」が新設

(旧)商法での注記は、「貸借対照表」「損益計算書」の一部として扱われていましたが、新会社法では、「個別注記表」として独立した書類とされました。

<「個別注記表」の内容>

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記** ←
- 3 貸借対照表に関する注記
- 4 損益計算書に関する注記
- 5 株主資本等変動計算書に関する注記** ←
- 6 税効果会計に関する注記
- 7 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 8 関連当事者との取引に関する注記
- 9 一株当たり情報に関する注記
- 10 重要な後発事象に関する注記
- 11 連結配当規制適用会社に関する注記
- 12 その他の注記** ←
(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項)

株式譲渡制限会社(会計監査人設置会社である場合を除く)が、必ず注記しなければならないもの
(会社計算規則第129条第2項第1号)

(注1) 「会計方針の変更」は、「重要名会計方針に係る事項に関する注記」とされました。
(注2) 旧商法で、小会社でも必須の注記事項であった
①「資本の欠損」
②「配当制限」
は、会社計算規則では規定されていません。

法令等:会社計算規則第128～144条

すべての会社で必須の注記事項

1. 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」(会社計算規則第132条)

第1項 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であって、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上基準
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

第2項 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したときは、その内容

2. 「株主資本等変動計算書に関する注記」の内容（会社計算規則第136条）

- 一 当該事業年度の末日における発行済株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの発行済株式の数)
- 二 当該事業年度の末日における自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数)
- 三 当該事業年度中に行つた剰余金の配当に関する事項
- 四 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当(当該事業年度に係る定時株主総会の終結後に法第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定めるものを除く。)に関する事項
- 五 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権(法第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる当該株式会社の株式の数
(種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数)